

第4章 受取配当金の記載例（別表八（一））

【事例】 受取配当等の判定と申告

A社の受取配当金に関する資料は、次のとおりとなります。

A社の所有するXYZ(株)株式は、連結法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式（その他の株式）です。

当期

事業年度	受取配当金	源泉所得税	総資産の 帳簿価額	その他の株式等 の帳簿価額	負債利子
平成22年3月期	—	—	3,000,000	700,000	30,000
平成23年3月期	80,000	16,000	4,000,000	800,000	50,000
合計	80,000	16,000	7,000,000	1,500,000	80,000

基準年度

事業年度	①総資産の 帳簿価額	②その他の株式等 の帳簿価額	③負債利子	④その他の株式等に係る 負債利子の合計額 ③×②/①
平成11年3月期	1,000,000	400,000	50,000	—
平成12年3月期	2,000,000	600,000	40,000	—
合計	3,000,000	1,000,000	90,000	30,000

●ポイント

1. 益金不算入の受取配当金に該当するかどうかの判定
2. 連結法人株式等と関係法人株式等と連結法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等（その他の株式等）に区分し、それぞれの益金不算入額を計算します（法23①④）。
3. 短期所有株式等の不適用
4. 負債利子の控除

別紙①に差し替え

別紙①

基準年度

事業年度	①総資産の帳簿価額	②その他の株式等の帳簿価額	③負債利子	④その他の株式等に係る負債利子の合計額 ③×②/①
平成22年3月期	3,000,000	700,000		
平成23年3月期	4,000,000	800,000	50,000	10,714
合計	7,000,000	1,500,000	50,000	10,714

解説

法人が他の内国法人から配当等を受けた場合には、企業会計上は当然収益とされますが、法人税法上は、一定の申告手続を条件にその配当等の基となる株式等の区分に応じて、その配当等の額の一部又は全部を益金の額に算入しないこととされています（法法23①）。

これは、配当を支払う法人の段階において法人税を課税し、さらに受け取った法人の段階で再び課税するといった二重課税を排除する趣旨から設けられているものです。

1. 益金不算入となる受取配当等の範囲

(1) 益金不算入となるもの

- ① 剰余金の配当（株式又は出資に係るものとし、資本剰余金の減少に伴うもの及び分割型分割によるものを除く）
- ② 利益の配当（分割型分割によるものを除く）
- ③ 剰余金の分配（出資に係るもの）
- ④ 特定株式投資信託の収益分配金
- ⑤ みなし配当（自己株式の取得等により生じたものを含む）
- ⑥ 名義株式の配当（役員、使用人等の名義でも実質的に会社所有のもの）
- ⑦ 証券投資信託の収益分配金×1/2（特定のもの以外の外貨建は1/4）

(2) 益金不算入とならないもの

- ① 公社債・預貯金の利子
- ② 公社債投資信託の収益分配金
- ③ 保険会社の契約者配当金
- ④ 特定外貨建等証券投資信託の収益分配金

2. 受取配当等の益金不算入額の計算（平成22年4月1日以後に開始する事業年度より）

① 関係法人株式等

当社が他の内国法人の株式、出資の25%以上を所有している場合のその株式又は出資（ただし、「保有割合25%以上」は、配当等の額の支払に係る効力が生ずる日以前6ヶ月以上継続している必要があります。）

② 連結法人株式等

当社が連結法人の株式を所有する場合の、その株式等のうち、その計算対象期間の開始の日からその計算対象期間の末日まで継続して連結完全支配関係があったもの

③ ~~連結法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない~~株式等

上記以外の内国法人の株式又は出資

受取配当等の益金不算入額は、下記の(i)と(ii)と(iii)の合計額となります。

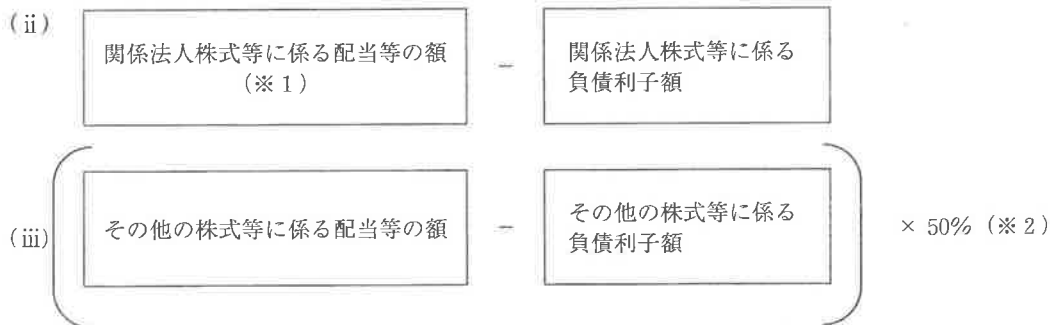
又は完全子法人株式

他の内国

その他の

又は完全子法人株式

(i) 連結法人株式等に係る配当等の額（全額）



(※1) 関係法人株式等に係る受取配当金等の益金不算入割合は100%です。

(※2) 上記算式中の「50%」は、次に掲げる各事業年度においては、それぞれ以下の割合となります
 (平14.7改正法附則6，平14.8改正令附則3②)。

[表4-1]

期 間	中小法人等	大法人等
平成15年3月30日以前に終了する事業年度	80%	80%
平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に開始し、かつ、平成15年3月31日以後に終了する事業年度	70%	50%
平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に開始する事業年度	60%	
平成16年4月1日以後に開始する事業年度	50%	

中小法人等…資本金の額又は出資金の額が1億円以下の普通法人及び協同組合等

大法人等……資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人ならびに保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社

3. 短期所有株式等の不適用

配当等の額の支払に係る基準日以前1ヶ月以内に取得し、かつ、基準日後2ヶ月以内に譲渡した株式等（短期所有株式等）の配当金は、益金不算入の対象となりません。

同一銘柄の株式等を、2回以上にわたって取得又は譲渡したときは、次の算式により総平均法的に譲渡が行われたものとして、短期所有株式等の数を計算します。

(注) 上記短期所有株式等の判定・計算にあたっては、平成18年度税制改正により、配当等の計算期間の末日から配当等の額の支払に係る基準日に改正されました。

(2) 簡便法 ~~（平成10年4月1日に存する法人に限り適用できる）~~

$$\text{当期に支払う負債利子の合計額} \times \frac{\text{原則法の①又は②によって計算した基準年度の控除負債利子の合計額}}{\text{基準年度の各事業年度に支払った負債利子の合計額}} \left(\begin{array}{l} \text{小数点以下3位未} \\ \text{満の端数切捨て} \end{array} \right) = \text{控除すべき負債利子の額}$$

(注) 基準年度は平成10年4月1日から平成12年3月31日までの間に開始した各事業年度をいう。

22

24

（平成22年4月1日以後に開始する事業年度より適用）

別表八（一）（受取配当等の益金不算入に関する明細書）の作成

(1) 別表八（一）の中央欄の「当年度実績による場合の総資産価額等の計算」の記入

前期末と当期末に関する総資産の帳簿価額、その他株式の帳簿価額の金額を記入します。

- ① 前期末は、(30) 欄に3,000,000、(32) 欄に3,000,000、(34) 欄に700,000を記入します。
- ② 当期末は、(30) 欄に4,000,000、(32) 欄に4,000,000、(34) 欄に800,000を記入します。

(2) 別表八（一）の左欄「当年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の記入

ここでは、解説の「4. 負債利子の控除」で述べた原則法に従って、控除する負債利子の額を計算します。この事例では、その他の株式に該当する欄に、次のように記入していきます。

- ① 受取配当金、負債利子の金額をそれぞれ、(11) 欄に80,000、(3) 欄に50,000、(7) 欄に50,000を記入します。
- ② 中央欄の(32) 欄の合計金額7,000,000を(8) 欄に、(34) 欄の合計金額1,500,000を(12) 欄に転記します。
- ③ 原則法に従い、控除する負債利子を計算し、 $50,000 \times 1,500,000 / 7,000,000 = 10,714$ を(13) 欄に記入します。
- ④ 受取配当の益金不算入額は $(80,000 - 10,714) \times 50\% = 34,643$ となり、(14) 欄に記入します。

3. 別表八（一）の右欄「基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の記入

基本的には、2と同様の手順により計算します。

- ① 受取配当金、負債利子の金額をそれぞれ、(25) 欄に80,000、(17) 欄に50,000、(21) 欄に90,000を記入します。
- ② 解説「4. 負債利子の控除」の簡便法に従い、控除する負債利子を計算します。

基準年度の資料より、 $90,000 \times 1,000,000 / 3,000,000 = 30,000$ となり、 $30,000 / 90,000 = 0.333$ となります。30,000を(26) 欄に、0.333を(27) 欄に記入します。よって、 $50,000 \times 0.333 = 16,650$ となり、これを(28) 欄に記入します。

- ③ 受取配当の益金不算入額は $(80,000 - 16,650) \times 50\% = 31,675$ となり、(29) 欄に記入します。

10,700

34,650

別紙②に差し替え

別紙②

基準年度の資料より、 $50,000 \times (700,000 + 800,000) / (3,000,000 + 4,000,000) = 10,714$ となり、 $10,714 / 50,000 = 0.214$ をなります。10,714 を (26) 欄に、0.214 を (27) 欄に記入します。よって、 $50,000 \times 0.214 = 10,700$ となり、これを (28) 欄に記入します。

(注) 平成 22 年 4 月 1 日以降最初に開始する事業年度においては、基準年度が当期のみとなりますので、負債利子控除額が原則法と簡便法とでほぼ同額となります(小数点以下 3 位未満切捨て分が異なります)。

受取配当等の益金不算入に関する明細書

事業年度 22・4・1
23・3・31 法人名 株式会社A (受取配当)

別表八(-)

当年度実績により負債利子等の額を計算する場合				基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合			
連結法人株式会社等又は完全子法人株式会社等に 係る受取配当等の額 (36の計)				連結法人株式会社等又は完全子法人株式会社等に 係る受取配当等の額 (36の計)			
関係 法人 株式 等の 計算	受取配当等の額 (39の計)	2		受取配当等の額 (39の計)	16		
	当期に支払う負債利子等の額	3	50,000	当期に支払う負債利子等の額	17	50,000	
	連結法人に支払う負債利子等の額	4		特別利子の額	18		
	特別利子の額	5		国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額 (別表十七(-)「28」、「29」、「30」又は「31」)	19		
	国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額 (別表十七(-)「28」、「29」、「30」又は「31」)	6		差引金額 (17 - (18) - (19))	20		
	差引金額 (3) - (4) - (5) - (6)	7	50,000	平成10年4月1日から平成12年3月31日まで又は 平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に 黒化した各事業年度の負債利子等の額の合計額	21	90,000	
	総資産価額 (32の計)	8	7,000,000	同上の各事業年度の関係法人株式等に 係る負債利子等の額の合計額	22		
	期末関係法人株式等の帳簿価額 (33の計)	9		負債利子控除割合 (22) (23) (小数点以下3位未満切捨て)	23		
	受取配当等の額から 控除する負債利子等の額 (7)×(9) (8)	10		受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (21)×(23)	24		
	受取配当等の額 (43の計)	11	80,000	受取配当等の額 (43の計)	25	80,000	
その他 株式 等の 計算	期末その他株式等の帳簿価額 (34の計) + (35の計)	12	1,500,000	①の各事業年度のその他株式等 に係る負債利子等の額の合計額	26	10,714	
	受取配当等の額から 控除する負債利子等の額 (7)×(9) (8)	13	10,714	負債利子控除割合 (26) (27) (小数点以下3位未満切捨て)	27	0.214	
	受取配当等の益金不算入額 (1) + (12) - (10) + (11) - (13) × 50%	14	34,643	受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (25)×(27)	28	16,650	
受取配当等の益金不算入額 (1) + (12) - (10) + (11) - (13) × 50%				受取配当等の益金不算入額 (15) + (16) - (14) + (17) - (18) × 50%			
受取配当等の益金不算入額 (1) + (12) - (10) + (11) - (13) × 50%				受取配当等の益金不算入額 (15) + (16) - (14) + (17) - (18) × 50%			
当年度実績による場合の総資産価額等の計算							
区分	総資産の帳簿価額	連結法人に支払う 負債利子等の元本 の負債の額等	総資産価額 (30 - 31)	期末関係 法人株式等 の帳簿 価額	期末その他株式等の 帳簿価額 株式及び出資等	受益権の帳簿価額 × 50又は25 100	
	30	31	32	33	34	35	
前期末現在額	3,000,000		3,000,000		700,000		
当期末現在額	4,000,000		4,000,000		800,000		
計	7,000,000		7,000,000		1,500,000		
受取配当等の額の明細							
完全子 法人 株式 等又は 関係 法人 株式 等	法人名	本店の所在地	受取配当等の額の計算期間	受取配当等の額			
				36			
				円			
計							
関係 法人 株式 等	法人名	本店の所在地	効力発生 日までの 保有期間	保有割合	受取配当等の額	左のうち益金の額に 算入される金額	
					37	38	
					円	円	
計							
その 他 株式 等	法人名又は銘柄	本店の所在地 (証券投資にあつては、特 定株式投資・外貨建等投 信・その他投資の別)	受取配当等の額 (その収入額× $\frac{100.50又は25}{100}$)		左のうち益金の額に 算入される金額	益金不算入の対象となる金額 (41) - (42)	
	XYZ株式会社	大阪府	80,000		円	80,000	
	計						